「いばらき介護の働きやすい職場宣言制度」実施要項

（目的）

第１条　介護人材の育成や、労働環境等の改善など、働きやすい職場環境づくりに取り組む介護保険サービス事業所、老人福祉施設及び障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）が、「いばらき介護の働きやすい職場宣言」として参加表明、宣言をすることで、自らの取組を若年層や求職者に向けて情報発信し、介護業界への参入促進につなげることを目的とする。

（対象事業所）

第２条　対象事業所は、茨城県内に所在する介護保険法（平成９年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定又は許可を受けた事業所又は施設とする。

（宣言事業所の要件）

第３条　宣言に取り組む事業所は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業所とする。

(1) 介護保険法等の事業の実施に係る関係法令等について、その内容を遵守し、適正な運営を行っていること。

(2) 労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(3) 宣言内容について、職員に説明・周知していること。

（宣言の手続）

第４条　宣言に取り組もうとする事業所は、「いばらきふくしのおしごとナビ」ホームページ（以下「ホームページ」という。）から認定申請をすることができる。

２　県は、宣言内容を確認し、適当であると認められる場合は、「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業所認定通知書」（様式第１号）により通知し、事業所の名称及び宣言内容、事業所ホームページの URL 等をホームページにおいて公表するものとする。

（宣言内容）

第５条　事業所が取り組む内容は、別表に掲げる項目とする。

２　宣言に取り組む事業所は、別表の小項目から３以上の取組を実施するものとする。

３　実施内容は、既に取り組んでおり、今後も継続するものを対象とする。

（取組期間）

第６条　認定の取組期間は、宣言した日（又は第８条の宣言を更新した日）の年度の翌々年度末までとする。

（名称使用の制限）

第７条　宣言事業所は、「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業所」と称することができる。

２　第 10 条第１項の規定による取消しを受けた事業所は、「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業

所」の名称を使用してはならない。

（宣言の更新）

第８条　宣言事業所は、取組期間の終了後も引き続き宣言に取り組む場合（取組内容を変更する場合を含む）は、取組期間終了日から 20 日以内に、改めて第４条第１項に規定する申請を行うものとする。

２　県は、提出された宣言内容を確認し、適当であると認められる場合には、ホームページで公表するものとし、これをもって認定更新とする。

なお、この場合、更新に係る手続きの期間については、認定が継続しているものとみなす。

（宣言の変更）

第９条　宣言事業所は、取組期間中に取組内容を変更する場合には、第４条第１項の規定に準じて申請を行うものとする。

２　県は、変更内容を確認し、適当であると認められる場合には、変更を認めた旨を電子メール等で宣言事業所へ通知し、ホームページの内容を変更するものとする。

なお、取組期間については、変更はしないものとする。

（宣言の取消し）

第 10 条　県は、宣言事業所が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、宣言の認定を取り消すことができる。

(1) 宣言事業所から宣言辞退の申出があった場合

(2) 宣言事業所が第５条に掲げる要件を満たさなくなった場合

(3) 宣言事業所が宣言した内容に虚偽又は誠実に取り組んでいないと認められる場合

(4) 宣言事業所が事業を廃止又は休止した場合

(5) 宣言事業所が第８条第１項の規定に基づく申請を行わなかった場合

(6) その他、認定を取り消す必要があると認められる場合

２　県は、前項の規定による取消しを行った場合は、第４条第２項の規定に基づきホームページで公表している情報を削除する。

付　則

この要項は、令和４年 10 月 14 日から施行する。

この要項は、令和６年 11 月１日から施行する。

この要項は、令和７年　４月１日から施行する。

この要項は、令和８年　５月 13 日から施行する。

別表（第５条関係）

大項目	小項目	取組内容
働きやすい職場環境の取組	休暇取得・労働時間削減のための取組の実施	有給休暇の計画的付与、フレックス勤務制度の導入
	育児・介護と仕事を両立できる取組の実施	産前産後休暇、看護休暇、介護休暇など休みやすい環境づくり
	明確な給与体系の導入	給与、給与を支給するための基準、昇給の基準の策定、公表
	業務省力化の取組の実施	ICT 活用による業務省力化、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	健康管理に関する取組の実施	心身健康相談窓口の設置、夜勤ガイドライン、各種予防接種、腰痛防止対策、メンタルヘルス対策等
キャリアパスと人材育成の取組	新人職員の教育体制	新規採用者育成計画の策定
	職員の資質向上のための研修や資格取得の取組の実施	階層別の人材育成計画（育成目標や育成内容）の策定、研修プログラムの策定、介護福祉士等の資格取得のための支援、喀痰吸引等研修、認知症介護実践研修等の外部研修の受講支援の実施
	キャリアパス制度の導入	キャリアのコースや段階、キャリアアップの仕組みが明確になったキャリアパスの策定
その他	多様な人材の職場環境の構築	障害を有する者や、外国人材等の働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮
	関係法令の遵守	社会保険、労働保険に加入し、労働関係法令を遵守
	地域貢献や地域との交流の実施	地域住民との交流、地域行事への参加、学校・地域等のボランティアや職場体験の受入等

（様式第１号）

様

「いばらき介護の働きやすい職場宣言」認定通知書

「いばらきふくしのおしごとナビ」ホームページより申請のあった「いばらき介護の働きやすい職場宣言」について、「いばらき介護の働きやすい職場宣言制度」実施要項第４条に基づき認定します。

ついては、宣言期間内の「いばらき介護の働きやすい職場宣言事業所」名称の使用を認めます。

令和　年　　月　　日

茨城県福祉部長